



「パートナーシップ宣誓制度」が始まりました

4月1日、丹波市で性的マイノリティの人々がパートナーとともに人生を歩んでいく上での支援となる「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。婚姻制度のように法的な効力はありませんが、この制度の導入により、性的マイノリティの人々への社会的理解が進み、多様な性を尊重し、悩みや生きづらさを抱えている様々な人が自分らしく幸せに生活できることを、市として応援していこうとするものです。



制度の詳細はこちらから



パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行う制度です。



宣誓を行うことができる人

- 一方または双方が性的マイノリティであることのほか以下のいずれにも該当している人
- ① 双方が宣誓の当日に成年（18歳以上）
 - ② 一方または双方が市内在住または転入予定
 - ③ 双方に配偶者がいない※事実婚を含む
 - ④ 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいない
 - ⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でない



パートナーシップ宣誓制度手続きのながれ

1

事前書類審査

事前に人権啓発センターへ、書類を直接または郵送で提出ください。併せて宣誓書受領証等の交付の日時・場所を調整します。

2

パートナーシップ宣誓

申請者の2人が同時に来庁して宣誓書に名前を記入します。※個室で対応も可能です。

3

宣誓書受領証の交付

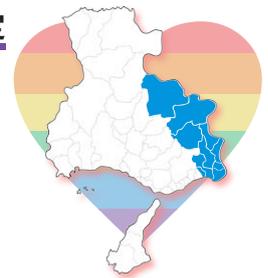
宣誓書受領証の交付に費用はかかりません



阪神・丹波9市1町でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する連携協定

すでにパートナーシップ宣誓制度の協定を締結している**尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町**の取組に、**丹波篠山市**と**丹波市**が加わり、令和5年4月1日に新たに「阪神・丹波9市1町」で協定を締結しました。

締結自治体間での当事者の転入・転出時の手続きを簡略化し、負担を軽減します。また、連携して性の多様性への理解を深める啓発などを推進します。



ひとりで悩まず相談を

兵庫県では、LGBT等性的マイノリティの方やその周りの方々の相談に応じるため、専門電話相談窓口を開設しています。本人、家族、友人、教員など誰でも相談できます。

匿名での相談ができ、秘密は必ず守られます。

- 問い合わせ先 / 050-3637-7521
- とき / 毎週土曜日
午後6時から9時※12月30日を除く
- 対象者 / 本人、家族、支援者など
- 相談員 / LGBT支援団体専門スタッフ
- 相談形式 / 電話、面談※要予約



 **知っていますか**
6月1日は「人権擁護委員の日」

☎ 人権啓発センター（氷上住民センター別館内）
☎ 82 - 0242 柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72 - 0161

地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関として、昭和24年6月1日に人権擁護委員が誕生したことを記念に、毎年6月1日が「人権擁護委員の日」となっています。

市内には23人の人権擁護委員が在籍しており、人権啓発活動などを通して、人権尊重の大切さを呼びかけています。

これを機会に、一人ひとりが人権についての関心と理解を深め、人権文化が息づいたまちを築いていきましょう。



 **参加者募集**
第1回じんけんセミナー

☎ 七日市会館 ☎ 74 - 2310
氷上文化センター ☎ 82-1064 ☎ 82-4086

6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、ハンセン病問題について正しく理解し、ハンセン病であった方々や家族に対する偏見・差別の解消に努める機会とするため、じんけんセミナーを実施します。

■とき / 6月30日（金）午後7時～8時30分
■ところ / 柏原住民センター

■内容 / 講演会「ハンセン病問題を考える」

■講師 / 国立ハンセン病資料館 事業部社会啓発課長 西浦直子さん

■定員 / 40人

■申込方法 / 電話、FAX または申込フォームから申し込みください。



申込フォーム

 **企業・事業所などの**
人権研修を支援します

☎ 人権啓発センター（氷上住民センター別館内）
☎ 82 - 0242

人権が尊重される職場・社会づくりのため、企業・事業所などが自主的に開催する人権研修会に講師を派遣します。

■対象 / 市内の企業・事業所や市内を拠点として活動する団体

■申込方法 / 開催日の4週間前までに、市ホームページの申込フォームから申し込みください。

■そのほか / 日時・希望テーマに沿って、講師を派遣します。※旅費を含む講師謝金を市が負担します。講師は（公財）兵庫県人権啓発協会の講師で、研修テーマは、人権に関するものが対象です。詳しい内容については市ホームページを確認ください。



ホームページ

 **まずは相談ください**
丹波市 DV 相談支援センター

☎ 丹波市 DV 相談支援センター ☎ 86-8730

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、配偶者や恋人（婚約者、同棲相手、元恋人）など、親密な関係にある相手から振るわれる暴力のことです。身体的な暴力だけでなく、「精神的・経済的・社会的・性的」などあらゆる形の暴力が含まれます。

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。ひとりで悩まず、早めの相談が問題解決への第一歩です。自分を責めたり、暴力を我慢したりせず、早めに相談してください。家族や親族、友人や知人がDVを受けているかもしれないと思ったときも同様です。秘密は固く守られます。

DV相談支援センターはDVに苦しむ人が安全な場所で、問題解決や自立ができる支援を行っています。DVに関する詳しい内容については、市のホームページを確認ください。

■受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分（月～金）※土日祝・年末年始を除く